

監 査 告 示

苦小牧港管理組合監査委員告示第1号

令和5年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果 に基づき講じた措置の公表について

令和5年度苦小牧港管理組合定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年3月29日付で苦小牧港管理組合管理者から別添のとおり通知があったので、同項の規定により公表する。

令和6年4月1日

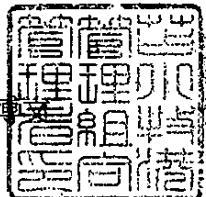
苦小牧港管理組合監査委員 越川慶



苦港総第142号
令和6年3月29日

苦小牧港管理組合
監査委員 永山 秀明 様
監査委員 越川 慶一 様

苦小牧港管理組合
管理者 苦小牧市長 岩倉 博美



() 令和5年度定期監査に対する措置について（通知）

令和5年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

監査結果に基づき講じた措置

| 指摘事項 | 講じた措置 |
|--|--|
| (2) 財政援助団体等の事務 | |
| イ 勇払マリーナの管理運営に関する協定書第29条に「乙は、利用料金の収入について、乙の他の口座とは別の口座で管理するとともに、本業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理するものとする。」と定められているが、指定管理者が現金で收受した管理運営に関する利用料金を、二つの銀行口座に分けて入金しており、利用料金ではない自主事業による収入も同じ口座に入金していた。 | 利用料金に係る口座管理については、入金時に利用料金と自主事業による収入のそれぞれをシステムにより管理しており、同一の銀行口座で管理を行った場合であっても収入額が把握できる状況にあることを確認した。施設運営事務の簡素化を図り、実情に即した協定内容とするため、本条項を削除することとし、令和6年4月1日以降の指定管理において新たに締結する協定書へ反映した。今後は管理業務の実施状況等に関するモニタリングの適正実施により、施設運営状況の把握に努める。 |